

看護小規模多機能型居宅介護 自己点検表
 (「利用者実績及び従業者の勤務実績表」含む)

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
 ○該当しない項目については未記入のままにしてください。
 ○根拠条文の「基準」は、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適

I 基本方針等

1	基本方針	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっており、また、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立して、日常生活を営むことができるようするための援助を行っていますか。	基準第192条	運営規程	□	□
---	------	--	---------	------	---	---

II 人員基準

2	従業者の員数等	【サテライト型以外】 【介護の提供に当たる職員】夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者を常勤換算方法で2以上配置していますか。 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。 宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。 ※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。 【看護職員】 従業者のうち常勤換算で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（看護職員）となっていますか。 →常勤換算方法（ ）人 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員ですか。 【介護支援専門員】居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。（ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。） 介護支援専門員は以下の研修を修了していますか。 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	基準第193条	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の登録状況、利用状況	□	□
---	---------	--	---------	--	---	---

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
	<p>【サテライト型】 [事業者] 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について、3年以上の経験を有していますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>[本体事業所] 本体事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる支援機能を有する事業所）は、事業開始から1年以上の実績がありますか。また、本体事業所の登録者数が登録定員の100分の70を超えたことがありますか。 本体事業所と密接な連携が確保できるよう、本体事業所との距離は、自動車等で20分以内の近距離ですか。本体事業所1か所につき、サテライト事業所は2か所以内ですか。 →以下について記載してください。 ・本体事業所の事業運営期間（ 年 か月） ・本体事業所からの移動時間（ 分程度） ・本体事業所の他のサテライト事業所数（ 箇所）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>[介護の提供に当たる職員] 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>訪問サービス従業者は、2人以上配置していますか。 （常勤換算2以上ではない。） ※本体事業所の訪問サービスと一体的に提供することができます。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上配置していますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。 →本体事業所の宿直職員がサテライト事業所の登録者の訪問サービス要請に対応できる場合は、宿直職員を配置しないことができます。 ※サテライト事業所の宿泊サービス利用者に対し、本体事業所で宿泊サービスを行うことはありますか。 →サービス提供の有無（有・無） 有の場合、利用者と本体事業所の従業員と交流方法等を記載してください。 （ ）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>[介護支援専門員] 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。 ※本体事業所の介護支援専門員により、サテライト事業所の登録者の居宅サービス計画の作成が適切に行われる場合、介護支援専門員を配置せず、以下の研修修了者を配置することができます。 →配置されている職員にチェックをしてください。 （□介護支援専門員） （□小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
3 管理者	<p>【サテライト型以外】 管理者は常勤専従職員を配置していますか。</p> <p>管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。</p> <p>→ 下記の事項について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 () ・事業所に併設する基準第193条第7項に掲げる併設施設の種類及び名称 () 	基準第194条	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>①次の研修を修了していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型サービス事業管理者研修(経過措置・みなし措置あり) <p>→研修修了の場合、具体的内容を記載してください。()</p> <p>又は②保健師又は看護師ですか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【サテライト型】 管理者は常勤専従職員を配置していますか。(【サテライト型以外】と同じ要件を満たしていますか。)</p> <p>→不適の場合 本体事業所の管理者を充てることができませんが、本体事業所の管理者が保健師又は看護師でない場合、管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 代表者	<p>事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。</p>	基準第195条	資格を確認する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>①次のいずれかの研修を修了していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程)(H16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修(H17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修(平成18年度以降) <p>又は②保健師又は看護師ですか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 「利用者実績及び従業者の勤務実績表(実地指導月の前々月分):別シート」を添付してください。なお、同表の注意事項を精読されたうえで作成をお願いいたします。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
Ⅲ 設備基準						
5	登録定員	<p>登録定員は29人以下ですか。</p> <p>通いサービスの利用定員は、以下の範囲内ですか。 登録定員25人以下：登録定員の1/2以上15人以下 登録定員26～27人：16人 登録定員28人：17人 登録定員29人：18人</p> <p>宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3以上9人以下ですか。</p>	基準第196条	・利用者の登録状況， 利用状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	設備及び備品等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。	基準第197条	・事業所平面図 ・設備・備品台帳 ・建築検査済証 ・消防検査済証 ・消防設備点検結果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居間及び食堂は、利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保できていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		宿泊室の定員は1人ですか。また床面積は7.43平方メートル以上になっていますか。 ※病院又は診療所の場合は、6.4平方メートル以上になっていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
IV 運営基準						
7	内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第10条	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用者との契約書 ・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第11条	・要介護度の分布がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第12条	・サービス担当者会議の要点 ・情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第13条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	基準第14条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第88条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	居宅サービス事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第89条	・利用者の個別記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族からの求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第90条	・身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	基準第21条	・サービス実施票控 ・業務日誌 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第91条	・運営規程 ・サービス実施票控 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	利用料等の受領	下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ・通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ・食事の提供に要する費用 ・宿泊に要する費用 ・おむつ代 ・サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法定代理受領サービスではない、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	基準第23条	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
18 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	基準第198条	・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程 ・外部評価及び自己評価の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	利用者の心身の状況等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、妥当適切にサービスを提供していますか。	基準第199条	・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・処遇に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていますか。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 →身体的拘束等の有無（有・無）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、又は看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるものですか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
看護サービスの提供に当たっては、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。また、特殊な看護等を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
20 主治の医師との関係	常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう管理していますか。	基準第200条	・主治医の意見書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護サービスの開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、密接な連携を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※医療機関が当該事業所を運営する場合、主治医の文書指示、サービス計画、訪問看護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第94条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第15条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村（国民健康保険団体連合会）へ居宅サービス計画において法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。	基準第95条	・給付管理票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
23	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者から申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	基準第96条	・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第201条	・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の個別記録 ・サービス担当者会議の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、看護師等と密接な連携を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、目標や具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護師等は、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。 ※医療機関が当該事業所を運営する場合、看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活が充実するよう支援していますか。	基準第98条	・利用者に関する記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の負担によって、看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう、利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	社会生活上の便宜の提供等	利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	基準第99条	・利用者に関する記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、必要に応じて同意を得た上で代わりに行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	利用者に関する市への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市に通知していますか。	基準第29条	・市に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市に通知していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
28 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第202条	・緊急連絡体制表 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該従業員が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29 管理者等の責務	管理者は、従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準第60条の11	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業員に必要な指揮命令を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業員の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・その他運営に関する重要事項	基準第101条	・運営規程 ・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めていますか。	基準第60条の13	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の従業員によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、この限りではありません。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供していませんか。（ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）	基準第102条	・利用者名簿 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	基準第103条	・消防計画 ・避難訓練等の実施記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	避難訓練等に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34 協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	基準第104条	・協力医療機関との契約書 ・協力歯科医療機関との契約書 ・緊急時対応に係る特養等との契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
35	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	基準第60条の16	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。				<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策マニュアル等 ・研修等参加記録 ・指導等に関する記録 	<input type="checkbox"/>
36	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第35条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第36条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族の同意書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第37条	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第38条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	苦情処理	提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準第39条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		市からの求めがあった場合には改善内容を市に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	
41	調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準第105条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42	地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	基準第60条の17	・地域交流に関する記録 ・運営推進会議の記録 ・外部評価の結果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		年1回以上は自己評価を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		自己評価結果を運営推進会議において、第三者の観点から外部評価を行っていますか。		・外部評価及び自己評価の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
43	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	基準第107条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
44	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事故事例の有無： 有 ・ 無	基準第41条	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無			・損害賠償関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。（過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。）			・事故再発防止検討記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
45	会計の区分 他の事業との会計を区分していますか。	基準第42条	・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46	記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ・ 居宅サービス計画 ・ 看護小規模多機能型居宅介護計画 ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 主治の医師による指示の文書 ・ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・ 利用者に関する市への通知に係る記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録	基準第203条	・ 従業者名簿 ・ 備品台帳 ・ 居宅サービス計画書 ・ 看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・ 主治医の指示書 ・ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・ サービス提供の記録 ・ 身体的拘束に関する記録 ・ 市への通知に係る記録 ・ 苦情対応結果記録 ・ 事故発生報告書 ・ 事故対応記録 ・ 運営推進会議に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

V 変更の届出等

47	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該看護小規模多機能型居宅介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 ・ 事業所の名称及び所在地 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・ 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所の別 ・ 建物の構造概要、平面図及び設備の概要 ・ 計画作成担当者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・ 利用者の定員 ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・ 運営規程 ・ 協力（歯科）医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容 ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ・ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・ 役員の氏名、生年月日及び住所 ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	介護保険法第78条の5	・ 届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--	-------------	----------	--------------------------	--------------------------

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
VI-1 介護給付費関係						
48	基本的事項	指定看護小規模多機能型居宅介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平18厚告126号の一	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定看護小規模多機能型居宅介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚告126号の二		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告126号の三		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	同一建物の減算	事業所の所在する建物と（※）同一建物に居住する登録者について、看護小規模多機能型居宅介護イ(2)に定める単位数を算定していますか。 （※）同一建物の定義 当該事業所と構造上又は外形上一体的な構築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に当該事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建物の管理、運営法人と当該事業所の法人が異なる場合であっても該当する。	平18厚告126号 別表8イ注2	・利用者に関する記録 ・送迎記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	短期利用居宅介護費	基準告示に適合するものとして市長へ届け出た場合、所定の単位数を算定していますか。 ※基準告示 ・登録者数が登録定員未満であること ・緊急に利用する必要性があり、予め7日以内の利用期間を設定すること ・利用回数過小減算を適用されていないこと	平18厚告126号 別表8ロ注3 基準告示七十四		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51	サービス提供が過少である場合の減算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	平18厚告126号 別表8イ注4	・利用者に関する記録 ・サービス提供の記録 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
52	サテライト体制未整備減算	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算の届出をしている場合、1月につき所定単位数の100分の97に相当する額を算定していますか。	平18厚告126号 別表8イ注5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平21厚告83号に定める地域に居住している登録者に対し、通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合、所定単位数の100分の5の単位数を加算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注6		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54	サービス種類相互の算定関係	登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、算定していませんか。	平18厚告126号 別表8イ注7	・居宅サービス計画 ・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・サービス提供票、別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	二以上の事業所からのサービス提供	登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、看護小規模多機能型居宅介護費は算定していませんか。	平18厚告126号 別表8イ注8		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
56	訪問看護体制減算	基準告示に適合しているものとして市長へ届け出た事業所について、要介護1～3 925単位/月、要介護4 1,850単位/月、要介護5 2,914単位/月を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示七十五		算定日が属する前3月における利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の割合が100分の30未満であること			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		算定日が属する前3月における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の30未満であること			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		算定日が属する前3月における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の5未満であること			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57	医療保険の訪問看護実施時の減算	利用者の主治の医師が、末期の悪性腫瘍その他利用書等告示で定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、要介護1～3 925単位/月、要介護4 1,850単位/月、要介護5 2,914単位/月を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注10	利用者等告示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合、指示日数に要介護1～3 30単位、要介護4 60単位、要介護5 95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注11		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
58	初期加算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。 ※30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再開した場合も同様。	平18厚告126号 別表8ハ注	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
59	認知症加算	利用者等告示で定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 (1) 認知症加算（Ⅰ） 800単位 (2) 認知症加算（Ⅱ） 500単位	平18厚告126号 別表8二注	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認知症加算（Ⅰ）		日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認知症加算（Ⅱ）		要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
60	若年性認知症利用者受入加算	基準告示に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき800単位を加算していますか。 ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126号 別表8ホ	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示十八		受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
61	栄養スクリーニング加算	基準告示に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合、1回につき5単位を加算していますか。 ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126号 別表8へ	基準告示十九の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示十九の二		定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
62 退院時共同指導加算	<p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り、600単位を加算していますか。</p> <p>※指導内容を文書で提供していること。また、指導の内容を訪問看護記録書に記載すること。</p> <p>【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【同月に、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の各サービスにおける退院時共同指導加算及び、同月に、医療保険における訪問看護を利用した場合の当該加算は算定できない。】</p>	平18年厚告126号別表8ト注 利用者等告示五十三	・看護小規模多機能型居宅介護報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
63 緊急時訪問看護加算	<p>基準告示に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して24時間連絡できる体制にあって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として、1月につき574単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。</p>	平成18年厚告126号別表8チ注 基準告示七十六	・加算算定の説明と同意の記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示七十六	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
64 特別管理加算	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、利用者等告示の区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。</p> <p>①特別管理加算（Ⅰ） 500単位 ②特別管理加算（Ⅱ） 250単位</p>	平18年厚告126号リ注 利用者等告示五十四	・主治医の指示書 ・看護小規模多機能型居宅介護報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記①以外に該当する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
65 ターミナルケア加算	<p>在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、基準告示に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他利用者等告示で定める状態にあるものに対しては1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外で死亡した場合を含む。）は、当該者の死亡月につき2,000単位を加算していますか。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。</p> <p>【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【同月に、訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における「訪問看護ターミナルケア療養費」及び訪問看護・指導料における「在宅ターミナルケア加算」は算定できない。】</p>	平18年厚告126号別表8ヌ注 基準告示七十七 利用者等告示五十五	・看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・ターミナルケアに係る利用者の身体状況の記録 ・ターミナルケアに係る計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
66	看護体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市長へ届け出た事業所が、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合、基準告示に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 看護体制強化加算 (I) 3,000単位 (2) 看護体制強化加算 (II) 2,500単位</p>	平18厚告126号別表8ル注 基準告示七十八	勤務形態一覧表 訪問回数に分かる資料		
基準告示七十八		(1) 算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※(I)は次の(1)から(5)のいずれにも適合すること		(2) 算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 算定日が属する月の前12月の、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
67	訪問体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市長へ届け出た事業所が、登録者の居宅における生活を継続するためのサービス提供体制を強化した場合、1月につき1,000単位を加算していますか。</p>	平18厚告126号別表8ヲ注	勤務形態一覧表 訪問回数に分かる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示七十八の二		事業所が提供する訪問サービス（看護サービスを除く）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を2名以上配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※次のいずれにも該当すること		算定日が属する月における提供回数について、事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち複合型サービス費のイ（1）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ（1）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
68	総合マネジメント体制強化加算	<p>基準告示に適合することとして市長へ届け出た事業所が、サービスの質を継続的に管理した場合、1月につき1,000単位を加算していますか。</p>	平18厚告126号別表8ワ注	看護小規模多機能型居宅介護計画 地域の行事や活動への参加が分かる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示七十九		利用者の心身の状況又はその家族の環境変化に応じて、随時、多職種で連携し看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※次のいずれにも該当すること		地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に当該事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域行事等に積極的に参加していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
69 サービス提供体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、登録者に対し、サービス提供を行った場合は、次に掲げる区分に従い所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イを算定している場合(1月につき)</p> <p>①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 640単位 ②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 500単位 ③サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 350単位 ④サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p> <p>(2) ロを算定している場合(1日につき)</p> <p>①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 21単位 ②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 16単位 ③サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 12単位 ④サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p>	平18厚告126号 別表8カ注 基準告示八十	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 職員に関する記録 常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 従業員ごとの研修計画 定期会議の会議録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※いずれにも適合すること	<p>事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。</p> <p>事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ※いずれにも適合すること	<p>事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。</p> <p>事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	<p>事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。</p> <p>定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※いずれにも適合すること	<p>事業所の従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。</p> <p>定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
66 介護職員処遇改善加算	<p>介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（（4）（5）は別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次の①、②、③、④、⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の102に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次の①、②、③、⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次の①、⑥に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の41に相当する単位数</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 次の①に適合し、かつ②、③、⑥のいずれかに適合している場合 （3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 次の①に適合している場合 （3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平18厚告126号 別表8ヨ注	<p>・介護職員処遇改善加算届出書等</p> <p>・キャリアパス要件を確認できる書類（任用等の要件を定めている等の資料、資質向上の研修の実施状況が分かる資料、賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、上記の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施機関及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	労働保険料の納付が適切に行われていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	（1）次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（2）次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B Aについて、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
④	(3) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 B Aの内容について、書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	平成27年4月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	平成20年10月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

利用者実績及び従業者の勤務実績表

事業所名											
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護										
当該事業所における常勤の従業者が1週あたりに勤務すべき時間数	時間										

(年 月分)

※ 職員数が多く、1枚で不足する場合は、複数頁に分けて作成してください。

職種 (全職員について記載すること)	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計 (A)	週平均の勤務時間 (B)	常勤換算後の人数 (C)	備考 (職種に必要な資格や兼務状況を明記すること)
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
		曜日																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
		日勤																																
		夜勤																																
通いサービスに当たる介護従業者の日中の時間帯の勤務時間の計																																		
訪問サービスに当たる介護従業者の日中の時間帯の勤務時間の計																																		
実利用者数 (実績)	通いサービス																																	
	訪問サービス																																	
	宿泊サービス																																	

注1：「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
 注2：4週間の勤務時間数（時間外勤務は含めない）を記入すること。介護従業者は「日勤」「夜勤」の区分のある行に記入すること。公休の場合は「×」を記入すること。
 注3：基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに小計を付けて分けること。また、兼務職員は、兼務状況が分かるように記入すること。
 注4：職種に必要な資格名称を「備考」欄に記入すること。

介護従業者の夜勤における勤務開始時間及び終了時間	当日	時	分	から	明朝	時	分	まで
利用者の生活時間	朝	時	分	から	夕	時	分	まで

- (A)合計月間勤務時間 介護従業者の日勤帯等における合計勤務時間を記入すること。
 管理者や計画作成担当者が介護従業者と兼務している場合は、それぞれの職種で勤務時間を割り振り、管理者や計画作成担当者としての勤務時間を除くこと。
- (B)合計週間勤務時間 合計月間勤務時間÷4
- (C)常勤換算後の人数 合計週間勤務時間÷常勤職員の1週の勤務すべき時間数
- ※ 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

介護従業者	A	新潟 太郎	日勤	8.0	8.0	8.0	4.0	4.0	×	×	8.0	8.0	8.0	4.0	4.0	×	×	8.0	8.0	8.0	4.0	4.0	×	×	8.0	8.0	8.0	4.0	4.0	×	×	128.0				
			夜勤				3.0	5.0								3.0	5.0							3.0	5.0							3.0	5.0			32.0

例: 1週あたりの勤務時間は40時間、夜勤の勤務時間帯は17時～10時、利用者の生活時間帯を6時～21時とした場合

夜勤者の勤務時間→

勤務時間帯	生活時間	夜間及び深夜の時間帯		生活時間
	17時～21時	21時～24時	24時～6時	6時～10時
勤務時間	4時間	3時間	5時間(休憩1時間)	4時間